秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規 則をここに公布する。

平成24年3月22日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第1号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則(平成20年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第2号)の一部を次のように改正する。

様式第25号(第17条第2項関係)(裏面)を次のとおり改める。

## 注意事項

- 1. この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。
  - (1) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、医療機関等 ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
  - (2) 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準 負担額又は生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負 担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となりま す。
- 2. 療養を受けるときは、被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。
- 3. 被保険者の資格がなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき、又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちにこの証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 4. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、保険者(後期高齢者医療広域連合)あての届書を、市町村に提出してください。
- 5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備考

備考 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとする。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
  - (経過措置)
- 2 改正前の秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の様式による書類は、平成24年7月31日までの間、改正後の秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の様式によるものとみなす。